# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月15日

【中間会計期間】 第14期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社ビザスク

【英訳名】 VisasQ Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 СЕО 端羽 英子

【本店の所在の場所】 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F

【電話番号】 03-6407-8405

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 小風 守

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F

【電話番号】 050-3733-8513

【事務連絡者氏名】 執行役員 C F O 小風 守 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 中間連結会計期間	第14期 中間連結会計期間	第13期
会計期間		自2024年3月1日 至2024年8月31日	自2025年3月1日 至2025年8月31日	自2024年3月1日 至2025年2月28日
営業収益	(千円)	4,935,652	4,774,392	9,780,950
経常利益	(千円)	568,566	503,885	1,211,854
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益	(千円)	107,337	181,648	477,245
中間包括利益又は包括利益	(千円)	192,995	139,909	544,489
純資産額	(千円)	509,465	1,015,288	865,496
総資産額	(千円)	7,008,067	6,717,902	7,510,618
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額 ( )	(円)	2.92	5.11	22.83
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	-	5.08	22.58
自己資本比率	(%)	6.3	14.0	10.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	137,386	224,625	927,720
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	125,962	265,274	269,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	198,869	256,138	435,996
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	4,188,023	4,252,793	4,606,652

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
  - 2.第13期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

# 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

# 第2【事業の状況】

#### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、物価高が消費の下押し要因となったものの、堅調な企業業績やDX関連やソフトウェアへの活発な投資に支えられ、緩やかな回復を続けました。一方で、世界経済においては米国新政権の政策運営に起因する不透明感の高まりや、長期化する地政学リスクなど、不確実性の高い状況が続きました。

このような状況の下、当中間連結会計期間における知見プラットフォーム事業はおおよそ業績予想の想定通りに 推移しております。

ナレッジプラットフォーム事業(国内における事業会社を主要顧客とする事業領域)は、前年同期間対比で取扱高+3.5%の成長となりました。顧客の規模や需要動向に応じた営業・提案体制を構築し、需要を掘り起こす取り組みを進めております。

Global ENS 日本事業(国内におけるコンサルティング・ファーム、金融機関等を主要顧客層とする事業領域)は、前年同期間対比で取扱高+5.3%の成長となりました。主要顧客であるコンサルティング・ファーム等からの需要に基づき国内外エキスパートのマッチングが増加しております。

Global ENS 海外事業 (海外におけるコンサルティング・ファーム、金融機関等を主要顧客層とする事業領域) は、前年同期間対比で取扱高成長率 11%となりました。米国における金融・通商政策など外部環境面は不透明な状況が継続しておりますが、AI活用の推進等を通じた収益性回復を目指しております。

以上の結果、当中間連結会計期間末時点で登録者数は76万人超、取扱高(1)は知見プラットフォーム事業全体で7,009百万円となりました。

また、当中間連結会計期間における営業収益は4,774,392千円(前年同期比3.3%減)、営業利益499,969千円(前年同期比14.2%減)、経常利益503,885千円(前年同期比11.4%減)、親会社株主に帰属する中間純利益181,648千円(前年同期比69.2%増)、調整後EBITDA(2)は393,228千円(前年同期比16.7%減)となりました。

当社グループは知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- ( 1)取扱高:当社の知見プラットフォーム事業において当社が顧客から得た対価(知見提供取引毎に顧客と合意した値引控除前の数値であり、アドバイザーへの謝礼を含みます)の合計
- ( 2)調整後EBITDA: 営業利益+減価償却費+株式報酬費用-Coleman社ソフトウエア開発費に関する減損損失

#### (資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は6,717,902千円となり、前連結会計年度末より792,716千円減少しました。これは主に、有形固定資産が111,928千円増加した一方、売掛金及び契約資産が488,085千円及び現金及び預金345,982千円減少したことによるものであります。

#### (負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は5,702,613千円となり、前連結会計年度末より942,508千円減少しました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が2,123,937千円増加した一方、長期借入金が2,373,812千円、契約負債が379,304千円及び賞与引当金が185,590千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は1,015,288千円となり、前連結会計年度末より149,791千円増加しました。これは主に、当中間連結会計期間に親会社株主に帰属する中間純利益181,648千円を計上したことによるものであります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べて 353,858千円減少いたしました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の とおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、224,625千円の収入(前年同期比63.5%増)となりました。収入の主な内容は、税金等調整前中間純利益366,169千円、減損損失137,195千円、賞与引当金の減少額170,907千円、売上債権の減少額405,669千円、契約負債の減少額315,480千円、法人税等の支払額141,533千円等によるものです。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、265,274千円の支出(前年同期比110.6%増)となりました。これは主 に、有形固定資産の取得による支出114,454千円、無形固定資産の取得による支出130,935千円によるものです。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、256,138千円の支出(前年同期比28.8%増)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出249,875千円によるものです。

#### (3)経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

# (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

#### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,651,183
A種種類株式	75,000
B種種類株式	13,817
計	30,740,000

#### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発 行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年10月15日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,261,500	9,261,500	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	75,000	75,000	非上場	単元株式数は1株であり ます。(注)2
B種種類株式	13,817	13,817	非上場	単元株式数は1株であり ます。(注)3
計	9,350,317	9,350,317	-	-

- (注) 1.「提出日現在発行数」欄には、2025年10月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
  - 2. 当社の定款「第2章の2 A種種類株式」において、A種種類株式については次のとおり定めております。

# 第2章の2 A種種類株式

# (剰余金の配当)

#### 第11条の2(A種優先配当金)

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## 2 (A種優先配当金の金額)

(a) A種優先配当金の額は、100,000円(以下、本章において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b)上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に 当会社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従っ て計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(当会社が有するもの を除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して 得られる比率を乗じて得られる金額とする。

#### 3(非参加条項)

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 4 (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第2項(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (残余財産の分配)

#### 第11条の3(残余財産の分配)

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本章において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 2(非参加条項)

A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

# 3 (日割未払優先配当金額)

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)。

#### (議決権)

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### (金銭を対価とする取得請求権)

#### 第11条の5 (金銭対価取得請求権)

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

# 2 (A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

# 3 (金銭対価取得請求の効力発生)

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した 時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

# (普通株式を対価とする取得請求権)

#### 第11条の6(普通株式対価取得請求権)

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式(以下、本項において「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

#### 2 (A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

#### 3 (当初取得価額)

取得価額は、当初3,724円とする。

# 4 (取得価額の調整)

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る 基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本項において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本項において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 - 当会社が保有する + 新たに発行する 普通株式の数 1 株当たり 払込金額

調整後取得価額 = 調整前取得価額

普通株式の数)

普通株式1株当たりの時価

(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数)

+ 新たに発行する普通株式の数

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新 株予約権(当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目 的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。)の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式 に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予 約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とす る。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通 株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株 予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定 めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予 約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産 の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かか る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当 日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の 対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権 全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものと し、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証 券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調 整を行うものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる 事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)本条に定める取得価額の調整は、 A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及びB種種類株式の発行、並びに 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

# 5 (普通株式対価取得請求の効力発生)

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

# 6 (普通株式の交付方法)

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

# (金銭を対価とする取得条項)

第11条の7 当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、 A種累積未払配当金相当額及び A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

#### (譲渡制限)

第11条の8 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の9 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

- 2 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### (優先順位)

- 第11条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金(以下に定義される。)、B種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- 2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を 第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- 3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
  - 3 . 当社の定款「第2章の3 B種種類株式」において、B種種類株式については次のとおり定めております。

#### 第2章の3 B種種類株式

# (剰余金の配当)

## 第11条の11 (B種優先配当金)

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

# 2 (B種優先配当金の金額)

(a) B種優先配当金の額は、100,000円(以下、本章において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b)上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に 当会社がB種種類株式を取得した場合は、各B種種類株主に対して当該配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の 額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において各B種種類株主が保有するB 種種類株式の数を当該配当基準日の終了時点において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数で除して得られる比率 を乗じて得られる金額とする。

#### 3 (非参加条項)

当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 4 (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第2項(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (残余財産の分配)

# 第11条の12 (残余財産の分配)

当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の19第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本章において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 2 (非参加条項)

B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 3 (日割未払優先配当金額)

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優 先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種 種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)。

# (議決権)

第11条の13 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

# (金銭を対価とする取得請求権)

#### 第11条の14 (金銭対価取得請求権)

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

## 2 (B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 3 (金銭対価取得請求の効力発生)

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した 時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

# (普通株式を対価とする取得請求権)

# 第11条の15 (普通株式対価取得請求権)

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式(以下、本項にお いて「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を 取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日 を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得 請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対 価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

# (B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積 未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じ て得られる額を、次項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、B種累積未 払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種 累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」 を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。ま た、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数がある ときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

#### (当初取得価額)

取得価額は、当初3,724円とする。

#### (取得価額の調整)

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無 償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、 その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株 式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数 調整後取得価額 = 調整前取得価額 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る 基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

併合前発行済普通株式数 調整後取得価額 = 調整前取得価額 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通 株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新 株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除 く。)、次の算式(以下、本項において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整 式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とす る。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への 割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本項において「株主割当日」という。)の翌日以降これを 適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の 数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会 社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

> 新たに発行する 1株当たり (発行済普通株式数 普通株式の数 払込金額 - 当会社が保有する 普通株式の数) 普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 調整前取得価額

(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数)

+ 新たに発行する普通株式の数

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新 株予約権(当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ

目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。)の全てについて、当該時点において、当会社の普通 株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予 約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とす る。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通 株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新 株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日 を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される 新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式にお いて「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資さ れる財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価 額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、 また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付さ れる普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行 される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし て算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本 に基づく調整の効力発生時点 において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低 い対価を基準として調整を行うものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる 事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)とする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)本条に定める取得価額の調整は、 B種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及びA種種類株式の発行、並びに 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

## 5 (普通株式対価取得請求の効力発生)

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

# 6 (普通株式の交付方法)

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の16 当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、 B種累積未払配当金相当額及び B種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

#### (譲渡制限)

第11条の17 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

#### (株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

- 第11条の18 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- 2 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### (優先順位)

- 第11条の19 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- 2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を 第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- 3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増 減数(株)	発行済株式総数残 高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年3月17日 (注)1	普通株式 6,000	普通株式 9,253,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	3,354	482,541	3,354	365,624
2025年3月1日 ~ 2025年8月31日 (注)2	普通株式 8,000	普通株式 9,261,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	1,161	483,702	-	365,624

<sup>(</sup>注) 1. 当社子会社の役職員に対する事後交付型株式報酬制度に従い付与したパフォーマンス・シェア・ユニットに基づく新株式発行によるものであります。

<sup>2.</sup>新株予約権の行使によるものであります。

# (5)【大株主の状況】

# 2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
端羽 英子	神奈川県鎌倉市	4,444,600	47.53
A - Fund II, L.P. (国内連絡先 シティユーワ法律事 務所 弁護士 渋谷治香)	CAMPBELLS CORPORAT E SERVICES LIMITED FLOOR 4 WILLOW HOUS E CRICKET SQUARE GR AND CAYMAN KY1-9010 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビル)	558,700	5.97
BNY GCM CLIENT AC COUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LO NDON EC4A 2BB UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	242,100	2.58
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	193,334	2.06
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	171,500	1.83
C A S t a r t u p s I n t e r n e t F u n d 2 号投資事業有限責任 組合	東京都渋谷区宇田川町40-1	122,600	1.31
瓜生 英敏	東京都練馬区	89,650	0.95
安岡 徹	東京都世田谷区	75,000	0.80
IXGS Investment ,L.P. (常任代理人 株式会社イントリ ム)	c/o Walkers Corpora te Limited 190 Elgi n Avenue George Tow n Grand Cayman KY1- 9008 Cayman Islands (東京都港区芝2丁目10番6号 EA RTH SHIBA BLD.3F)	75,000	0.80
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都港区新橋5丁目8-1	51,000	0.54
計	-	6,023,484	64.42

- (注) 1.2022年2月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、田畑正吾氏が2022年2月2日現在で 365,000株(株券等保有割合4.00%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当中間期末 現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。
  - 2.2023年1月11日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメント ne株式会社が2022年12月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当中間期末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。
    - なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 12,000	0.13
アセットマネジメント ne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 416,700	4.52

# なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年 8 月31日現在

			2020年 0 7 3 0 1 日 7 1 日
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
端羽 英子	神奈川県鎌倉市	44,446	48.04
A - F u n d I I , L . P . (国内連絡先 シティユーワ法律事 務所 弁護士 渋谷治香)	CAMPBELLS CORPORAT E SERVICES LIMITED FLOOR 4 WILLOW HOUS E CRICKET SQUARE GR AND CAYMAN KY1-9010 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビル)	5,587	6.03
BNY GCM CLIENT AC COUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LO NDON EC4A 2BB UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	2,421	2.61
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,933	2.08
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	1,715	1.85
C A S t a r t u p s I n t e r n e t F u n d 2 号投資事業有限責任 組合	東京都渋谷区宇田川町40-1	1,226	1.32
瓜生 英敏	東京都練馬区	896	0.96
安岡 徹	東京都世田谷区	750	0.81
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都港区新橋5丁目8-1	510	0.55
西村 裕二	東京都渋谷区	441	0.47
計	-	59,925	64.78

# (6)【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	88,817		2021年12月31日を払込期 日とする第三者割当増資 により発行された、A種種 類株式75,000株、B種種類 株式13,817株となりま す。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,250,500	92,505	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元 株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 11,000	-	-
発行済株式総数	9,350,317	-	-
総株主の議決権	-	92,505	-

<sup>(</sup>注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

# 【自己株式等】

該当事項はありません。

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

# 1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

# 1【中間連結財務諸表】

# (1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,595,421	4,249,439
売掛金及び契約資産	2,249,692	1,761,606
その他	319,039	269,808
貸倒引当金	10,613	13,240
流動資産合計	7,153,539	6,267,614
固定資産		
有形固定資産	29,528	141,456
投資その他の資産	327,550	308,830
固定資産合計	357,079	450,287
資産合計	7,510,618	6,717,902
負債の部	.,,,,,,,,	5,,55
流動負債		
買掛金	299,524	253,819
1 年内返済予定の長期借入金	499,750	2,623,687
未払金	458,984	378,403
リース債務	30,232	28,439
未払法人税等	103,302	105,104
契約負債	2,033,257	1,653,953
賞与引当金	471,213	285,622
その他	260,259	257,481
流動負債合計	4,156,524	5,586,512
固定負債		-,,-
長期借入金	2,373,812	
リース債務	78,485	57,319
繰延税金負債	6,049	6,049
その他	30,250	52,731
固定負債合計	2,488,597	116,100
負債合計	6,645,121	5,702,613
純資産の部		3,: 32,0.0
株主資本		
資本金	479,187	483,702
資本剰余金	9,243,970	9,247,324
利益剰余金	12,275,917	12,094,268
自己株式	278	278
株主資本合計	2,553,038	2,363,520
その他の包括利益累計額		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
為替換算調整勘定	3,348,310	3,306,571
その他の包括利益累計額合計	3,348,310	3,306,571
新株予約権	70,224	72,238
純資産合計	865,496	1,015,288
負債純資産合計	7,510,618	6,717,902
大块心界住口们	7,010,010	0,111,902

# (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】【中間連結損益計算書】

		(丰匠・111)
	前中間連結会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
	4,935,652	4,774,392
営業費用		
役員報酬	24,633	23,849
給料及び手当	2,067,245	2,034,642
賞与引当金繰入額	350,831	287,003
支払報酬	219,795	185,846
その他	1,690,543	1,743,080
営業費用合計	4,353,049	4,274,422
営業利益	582,602	499,969
営業外収益		
受取利息	133	2,925
受取家賃	13,436	18,550
補助金収入	2,581	-
受取還付金	37,389	224
為替差益	-	7,434
その他	5,399	6,146
営業外収益合計	58,940	35,281
営業外費用		
支払利息	19,813	27,545
為替差損	11,109	-
売上税返還損失	42,032	-
その他		3,820
営業外費用合計	72,976	31,365
経常利益	568,566	503,885
特別損失		
減損損失	263,453	137,195
その他	0	520
特別損失合計	263,453	137,716
税金等調整前中間純利益	305,112	366,169
法人税、住民税及び事業税	141,333	144,094
法人税等調整額	56,441	40,426
法人税等合計	197,775	184,520
中間純利益	107,337	181,648
親会社株主に帰属する中間純利益	107,337	181,648
	<u></u>	·

# 【中間連結包括利益計算書】

		(+12 + 113 /
	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益	107,337	181,648
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	85,657	41,739
その他の包括利益合計	85,657	41,739
中間包括利益	192,995	139,909
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	192,995	139,909
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

減価償却費	305,112 10,283 263,453 2,581 97,925	366,169 18,278
減価償却費 減損損失 補助金収入	10,283 263,453 2,581	18,278
減損損失 補助金収入	263,453 2,581	
補助金収入	2,581	107 105
		137,195
賞与引当金の増減額(は減少)	97,925	-
22 2 21 AL 22 HINNEY ( 1011/02 )	,	170,907
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,507	3,320
受取利息及び受取配当金	133	2,925
支払利息	19,813	27,545
為替差損益( は益)	14,608	8,703
	347,586	405,669
仕入債務の増減額(は減少)	49,130	43,829
前払費用の増減額( は増加)	9,501	20,253
未払金の増減額(は減少)	132,501	60,976
未払費用の増減額(は減少)	22,126	46,039
·	509,775	315,480
前受収益の増減額( は減少)	109	1,286
預り金の増減額( は減少)	22,434	11,411
未払消費税等の増減額(は減少)	24,740	56,513
その他	86,668	2,644
	372,851	390,021
利息及び配当金の受取額	133	2,925
補助金の受取額	2,581	-
利息の支払額	20,922	26,787
法人税等の支払額	217,257	141,533
営業活動によるキャッシュ・フロー	137,386	224,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,182	114,454
無形固定資産の取得による支出	125,409	130,935
敷金及び保証金の差入による支出	1,423	19,884
敷金及び保証金の回収による収入	19,052	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	125,962	265,274
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	200,500	249,875
株式の発行による収入	12,134	7,866
新株予約権の発行による収入	460	-
リース債務の返済による支出	10,964	14,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	198,869	256,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	67,940	57,071
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	119,506	353,858
現金及び現金同等物の期首残高 4,	307,529	4,606,652
	188,023	4,252,793

#### 【注記事項】

#### (中間連結貸借対照表関係)

# 財務制限条項

前連結会計年度(2025年2月28日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金499,750千円、長期借入金2,373,812千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業 損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

## 当中間連結会計期間(2025年8月31日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金2,623,687千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対 照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照 表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業 損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営 業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

#### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	4,186,698千円	4,249,439千円
預け金	1,324	3,354
現金及び現金同等物	4,188,023	4,252,793

#### (株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となる もの

該当事項はありません。

3.株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となる もの

該当事項はありません。

3.株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

# (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

当社グループは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

当社グループは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

# (1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	合計
2,568,712	2,366,939	4,935,652

- (注) 1. 営業収益は、顧客と契約している当社グループ法人の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。以下、(2)も同様であります。なお、「米国」にはColeman Research Group, Inc.が分類されております。
  - 2 . なお、上記営業収益はすべて「顧客との契約から生じる収益」であり、その他の収益はありません。

# (2)営業利益

(単位:千円)

日本	米国	合計
526,975	55,626	582,602

# (3)減損損失

Coleman Research Group, Inc.が保有している固定資産について、収益性が低下しているため、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当中間連結会計期間においては263,453千円であります。

当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	合計
2,721,394	2,052,997	4,774,392

- (注) 1.営業収益は、顧客と契約している当社グループ法人の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。以下、(2)も同様であります。なお、「米国」にはColeman Research Group, Inc.が分類されております。
  - 2 . なお、上記営業収益はすべて「顧客との契約から生じる収益」であり、その他の収益はありません。

# (2) 営業利益

(単位:千円)

日本	米国	合計
297,116	202,853	499,969

## (3)減損損失

Coleman Research Group, Inc.が保有している固定資産について、収益性が低下しているため、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当中間連結会計期間においては137,195千円であります。

## (金融商品関係)

金融商品の中間連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

# (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

上の坐旋は、外下のこのうでのうなす。		
	前中間連結会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純 損失金額()	2 円92銭	5 円11銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	107,337	181,648
普通株主に帰属しない金額(千円)	134,320	134,320
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純損失金額( )(千円)	26,982	47,328
普通株式の期中平均株式数(株)	9,226,289	9,254,686
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	-	5円8銭
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	61,822
(うち 新株予約権(株))	-	(61,822)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があっ たものの概要	-	-

<sup>(</sup>注)前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ビザスク(E35278) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月15日

株式会社ビザスク 取締役会 御中

# 有限責任監査法人トーマツ

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスク及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付

ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。